

4. 試験科目

①	旅行業法及びこれに基づく命令「以下、「業法」といいます」
②	旅行業約款、運送約款及び宿泊約款（以下、「約款」といいます）
③	国内旅行実務： （本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金、その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金） （その他本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務）
④	海外旅行実務： （本邦外の運送機関の利用料金、その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金） （旅券の申請手続、通関手続、検疫手続、為替管理その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な法令） （本邦及び主要国における出入国に必要な手続に関する実務） / （主要国の観光） （本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な語学） / （その他本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務）

※出題の根拠となる法令・規則に関しては、令和7年8月1日現在、施行・有効なものとしします。

5. 受験区分・試験時間・受験科目

受験区分	受験免除科目	時限	試験時間	受験科目
A	なし	第1時限	11時00分～12時20分（80分）	①業法、②約款
		第2時限	13時30分～15時30分（120分）	③国内旅行実務、④海外旅行実務
B	④海外旅行実務	第1時限	11時00分～12時20分（80分）	①業法、②約款
		第2時限	13時30分～14時10分（40分）	③国内旅行実務
C	③国内旅行実務	第1時限	11時00分～12時20分（80分）	①業法、②約款
		第2時限	13時30分～14時50分（80分）	④海外旅行実務
D	③国内旅行実務	第1時限	11時00分～12時20分（80分）	①業法、②約款
	④海外旅行実務			
E	①業法	第1時限	11時00分～11時40分（40分）	②約款
	③国内旅行実務	第2時限	13時30分～14時50分（80分）	④海外旅行実務
F	①業法	第1時限	11時00分～11時40分（40分）	②約款
	③国内旅行実務			
	④海外旅行実務			
G	①業法	第1時限	11時00分～11時40分（40分）	②約款
		第2時限	13時30分～15時30分（120分）	③国内旅行実務、④海外旅行実務
H	①業法	第1時限	11時00分～11時40分（40分）	②約款
	④海外旅行実務	第2時限	13時30分～14時10分（40分）	③国内旅行実務

6. 試験科目の一部免除と免除の根拠となる証書

以下の①～⑥に該当し、(イ)～(ニ)の科目免除の根拠となる証書番号を入力した方は、その証書を取り込んだ画像(※)をアップロードしてください。①～⑥のいずれにも該当しない方及び科目免除の根拠となる証書番号の入力並びに証書の画像をアップロードしない方は、全科目受験として受付します。また、婚姻等により氏名を変更し、免除の根拠となる証書記載の氏名と異なる方は、変更を証明できる「個人事項証明書(戸籍抄本)」の画像をアップロードしてください。※画像はJPEGデータのみアップロード可能。(PDF、PNGデータはアップロードできません。)

①国内旅行業務取扱管理者有資格者

②令和6・令和7年度 総合旅行業務取扱管理者 **研修** 「海外旅行実務」修了者

③令和6・令和7年度 総合旅行業務取扱管理者 **研修** 「国内旅行実務」修了者

④令和6年度 総合旅行業務取扱管理者 **試験** 「海外旅行実務」科目合格者

⑤令和6年度 総合旅行業務取扱管理者 **試験** 「国内旅行実務」科目合格者

⑥地域限定旅行業務取扱管理者有資格者

	受験区分（詳細は1頁参照）	【必要な科目免除の根拠となる証書】
① のみに該当 ⇒	【受験区分 E】	(イ)
①・② のみに該当 ⇒	【受験区分 F】	(イ)・(ロ)
①・④ のみに該当 ⇒	【受験区分 F】	(イ)・(ハ)
② のみに該当 ⇒	【受験区分 B】	(ロ)
②・③ のみに該当 ⇒	【受験区分 D】	(ロ)
②・③・⑥ のみに該当 ⇒	【受験区分 F】	(ロ)・(ニ)
②・⑤ のみに該当 ⇒	【受験区分 D】	(ロ)・(ハ)
②・⑤・⑥ のみに該当 ⇒	【受験区分 F】	(ロ)・(ハ)・(ニ)
②・⑥ のみに該当 ⇒	【受験区分 H】	(ロ)・(ニ)
③ のみに該当 ⇒	【受験区分 C】	(ロ)
③・④ のみに該当 ⇒	【受験区分 D】	(ロ)・(ハ)
③・④・⑥ のみに該当 ⇒	【受験区分 F】	(ロ)・(ハ)・(ニ)
③・⑥ のみに該当 ⇒	【受験区分 E】	(ロ)・(ニ)
④ のみに該当 ⇒	【受験区分 B】	(ハ)
④・⑤ のみに該当 ⇒	【受験区分 D】	(ハ)
④・⑤・⑥ のみに該当 ⇒	【受験区分 F】	(ハ)・(ニ)
④・⑥ のみに該当 ⇒	【受験区分 H】	(ハ)・(ニ)
⑤ のみに該当 ⇒	【受験区分 C】	(ハ)
⑤・⑥ のみに該当 ⇒	【受験区分 E】	(ハ)・(ニ)
⑥ のみに該当 ⇒	【受験区分 G】	(ニ)
いずれにも該当しない方 ⇒	【受験区分 A】	なし

【科目免除の根拠となる証書】

- (イ) 国内旅行業務取扱主任者認定証 又は 国内旅行業務取扱主任者試験合格証（合格通知書は不可）若しくは国内旅行業務取扱管理者試験合格証（合格通知書は不可）
- (ロ) 令和6・令和7年度総合旅行業務取扱管理者研修修了証書の「修了番号」が記載された面
- (ハ) 令和6年度総合旅行業務取扱管理者試験結果通知書の「科目免除通知番号」が記載された面
- (ニ) 地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証（合格通知書は不可）

※ (ハ) について

総合旅行業務取扱管理者試験で「国内旅行実務」「海外旅行実務」のいずれか又は両方で科目の合格基準点に達した方は、翌年度の試験に限り当該科目の受験が免除されます。（科目合格制度）

なお、「総合旅行業務取扱管理者試験」と「国内旅行業務取扱管理者試験」との相互免除はありませんので、国内旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」に科目合格をしても、翌年度の総合旅行業務取扱管理者試験において「国内旅行実務」の受験は免除されません。

7. 受験申請手続

- ①申請画面：<https://entry.jata-net.or.jp/shiken>

※新規アカウント登録後、マイページへログインし受験申請手続きをしてください。

- ②申請期間：**令和7年7月10日（木）～令和7年8月1日（金）**

- ③申請方法：①の受験申請画面から②の申請期間中に受験申請手続きをしてください。

※インターネット申請のみ。書面申請による申込受付はおこなっていません。

- ④提出書類：・受験者本人の顔写真（申請日前6ヵ月以内に撮影し、本人のみが写っているもの）